

「滋賀県水道生活基盤施設耐震化等計画」

事後評価書

令和6年4月

1. 計画概要

- 1) 目的/概要 「安全・安心・安定した水道水の供給」のため、県内水道事業者が実施する水道管路耐震化事業や浄水施設整備事業等に対して補助金を交付し、必要な水道施設の整備を促進させるもの。
- 2) 実施期間 平成26年～令和10年（15年間）
【令和5年度末で本計画を踏襲した別の計画へ移行】
- 3) 事業実施者 滋賀県内の水道事業者および水道用水供給事業者
- 4) 事業数 18事業（内、1事業は別の個別補助金を活用）

管路の耐震化/更新事業：13件、浄水施設整備事業：2件（内、1事業は別の個別補助）
災害時等の緊急時用施設の整備事業：2件、IoT活用事業：1件
- 5) 全体事業 25,910,186千円

2. 進捗状況

令和5年度末時点で10事業が完了し、8事業が進行中。8事業の内、1つの事業（浄水場施設事業）は、令和5年度から別の個別補助金を活用し、整備を進めており、令和6年度には完了予定。その他の7事業は、引き続き、計画とおり最終目標値に向けて整備を推進していく。

3. 事業効果の発現状況

- 1) 緊急時に連絡管により水供給可能となった給水人口： +12,883人
- 2) IoT技術の活用により、より効率的な管理が可能となった施設数： +4施設
- 3) 地震時に給水機能を維持できる管路延長： +41,380m
- 4) クリプトスポリジウム等対策処理能力： +6,000m³
- 5) 緊急時に確保できる給水量の向上： +1,200m³

4. 評価指標の実現状況

事業開始時に設定した各事業における目標値の達成状況

【 最終目標値達成： 10/10 事業、 中間目標値達成※： 11/11 事業】

※内、1 事業は浄水施設等整備事業

5. 今後の方針

- ・事業の執行にあたり、特に大きな支障案件は無く、滞りなく執行できる見込である。
- ・令和 6 年 4 月に厚生労働省の所管する水道整備・管理行政が国土交通省・環境省へ移管された。このことに伴い、「滋賀県水道生活基盤施設耐震化等事業計画」は令和 5 年度末時点での事後評価を行う。
- ・令和 6 年度からは、厚生労働省の生活基盤施設耐震化交付金から国土交通省の社会資本整備総合交付金に移行となる。

社会資本整備総合交付金の配分には、社会資本総合整備計画の策定が必要であることから、令和 6 年度からは滋賀県水道生活基盤施設耐震化等事業計画を踏襲した社会資本総合整備計画「滋賀県水道生活基盤施設耐震化等計画（防災・安全）」を策定し、引き続き、計画的な事業執行に努める。

